

高知県商工団体連合会 NO.798(49-33)  
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33  
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126  
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp  
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/  
このニュースはホームページでもご覧になれます

# 高商連ニュース

## 仲間増やして要求実現、元気で大きな民商 税務調査や滞納、申告で悩んでいる業者がいます

### 読者拡大

#### 幸先良いスタート!!

香美郡民商は、加藤拡大推進委員長  
の力強いリーダーシップの下、春  
の拡大運動が幸先の良いスタート  
となっております。

1月14日(日)に開催された「四  
国ブロック決起集会」(6名参加)ま  
でに読者10人の目標を11人増やし  
て超過達成!!

勢いの持続に18日は理事の西ノ  
内さんを中心に竹内さん・田中博さ  
ん・安丸さんの協力を得て、対象者  
を食事も兼ねて訪問し、読者1人拡  
大を実現しました。

ご協力に改めて感謝しています。  
引き続き対象者の情報をお待ち  
しています。(1/29香美郡会報)

### 税務調査を受け

#### 「相談にのってほしい」と入会

T(大工)さんは、昨年11月末に  
税務調査を受け、申告はしていたも  
の、売上げの計上漏れ等があり、  
「所得税・消費税額が増額にな  
り、夜も寝られず、悩み、色々な  
ところに相談したが・・・?」

### ■春の運動・拡大状況 (1/28)

	拡大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	2	0	0	0	0	2
香美郡	13	2	2	0	0	10
南国	7	0	1	0	0	5
高知	16	1	4	1	0	9
仁淀川	1	0	1	0	0	1
須崎	4	1	0	0	0	2
中村	4	0	0	0	0	4
計	47	4	8	1	0	33

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

### 四国の拡大競争の高知県連の順位

読者1位、会員4位、共済4位、婦人2位

### 安倍9条改憲NO! 3000万署名

## 県内目標20万

高知憲法アクションの呼びかけで1月23日「戦争させない! 改憲いやだ! こうち総行動~3000万署名・大対話運動推進実行委員会」(略称・こうち総行動)が発足、署名促進交流会が開かれました。この会合には約50人が参加し、安倍改憲に反対する署名を県内で20万人を目標に集めることなどを確認しました。

高知大青木名誉教授による安倍改憲をめぐる「いま」の状況、改悪の問題点についてのお話の後、アクション呼びかけ人の山崎秀一氏が基調報告・行動提起し、3000万署名の達成に必要な県内20万人の目標について、国鉄分割・民営化に反対して28万人の署名を集めた経験から「やればできる」と強調。

経験交流では、1票で変える土佐の女たち、年金者組合他、これまでどのように署名を集めたか、20万人集めるための取り組みについて交流し、拍手が起きる場面も見られ大いに盛り上がりました。

大事なのは署名に取り組む人をいかに増やすか、署名をお願いするのに安倍改憲についてよりよく知り、多くの県民と対話する→自発的に署名に名を連ねて頂くこと。学習会、自民改悪案批判のピラを利用し、皆一丸となって署名活動を成功させ、改憲を阻止することを確認し、交流会は終了しました。(Y)

### 2・11「建国記念の日」に反対し 日本のいまと明日を考える集い ~安倍改憲がめざす日本を問う~

- 講師 青木宏治さん  
(こうち九条の会代表委員)
- 演題 「憲法の平和主義を「修正」し壊す安倍自  
民党の改憲」~憲法9条の骨抜き、形骸  
化による平和主義の原理的転換という  
国家原理の転換の危険性を説明する~
- 日時 2月11日(日)10時~
- 会場 高知県人権啓発センター6F (県庁前)
- 参加費 500円 (大学生以下250円)

## 会員に税務調査

### 調査前に金融機関を反面調査

会員(農業)に、事前通知で1月15  
日を指定してきましたが、1月23日  
に変更、調査がありました。

前日に、会員さんと「民商が同席  
すること」を合意していました。当  
日、税務職員(1人)、その旨伝える  
と、職員に「守秘義務があり、認めら  
れない、立ち会うようであれば調査  
はできない」と。民商・会員から再  
度、「民商が事業内容等知っており

さらに、相談先を探している中で  
「民商」を知り、電話帳で「須崎民  
商」に電話、22日に来局、2時間超  
話し合いました。「換価の猶予申請」  
等々でお互い解決するよう頑張り

ましよう。ゆっくり眠れるよう  
に・・・  
感謝の言葉を頂きながらの入会  
でした。(1/29須崎民商だより)

問題はない」税務職員から、「取引  
先等のこともあり認められない」  
と。民商から「他の税務署で立会い  
のもと調査を行っている、税務運  
営方針等からも、なぜ認めないか」  
対応したが、強権的な態度で守秘  
義務を盾に立ち会いを拒否。  
税務調査は2時間20分  
税務職員(1人)で、午前10時か  
ら12時20分迄行われ会員ご夫婦  
が対応しました。  
しかし、大きな問題がありまし  
た。それは、**新国税通則法に反する**

### 許されない事前の反面調査。

今回、納税者本人の調査を行う前に、  
税務署が金融機関から、反面調査(普通  
預金の取引履歴を取得)を行っていたこ  
とです。本来、反面調査は納税者への調  
査を尽くし、そこで出た疑問を、どうし  
ても確認する必要があるときにだけ、納  
税者の承諾を得て行うべきものです。  
国税庁が定めた「新国税通則法」(税務  
運営方針)からみても、無断で行う反面  
調査は「方針」に反するものです。許すこ  
とはできません。

今回の調査の流れは、具体的に決まっ  
ていませんが、2回目は1回目の調査と  
の整合性、3回目は、修正申告がある場  
合調査項目ごとに納得できるものでな  
ければなりません。

### 民商として

「事前の反面調査、立ち合い拒否等々  
は、立ち合いを認める判例や新国税通則  
法に反するものであり、理不尽な対応に  
ついて、須崎税務署との交渉(2月下旬)  
で対応したいと思えます。  
(1/29須崎民商だより)